

2014 年 3 月 7 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 村山 武彦

タンザニア国 ケニア-タンザニア連系送電線事業（有償資金協力）
環境レビューに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2014 年 2 月 14 日（金）14:03～16:26
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、二宮委員、村山委員、米田委員
- ・議題：タンザニア国 ケニア-タンザニア連系送電線事業に係る環境レビュー方針についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) タンザニア国ケニア-タンザニア連系送電線事業環境レビュー方針案
 - 2) Environmental and Social Impact Assessment Study for 400kV Transmission Line 415km in Tanzania from Namanga to Singida (November 2013)
 - Addendum 1: Avifaunal Impact Assessment Study Across Important Bird Areas and Wetlands in the Namanga-Duka Bovu-Madukani-Masekaroda-Katesh-Singida Stretch (November 2013)
 - Addendum 2: Physical Cultural Resources Management Plan for the Proposed 400kV Power Transmission Line Singida-Namanga (October 2013)
 - Addendum 3: Where are the Elephants Corridors and Other Wildlife Crossings in Northern Tanzania? (November 2013)
 - 3) Namanga-Singida Power Interconnection: A Report of Updated Final Full RAP Including Arusha Substation (January 2014)
 - 4) Vulnerable People's Policy Framework (January 2014)

なお、以下の資料についても、助言案検討の際に参考とした。

Vulnerable People's Plan for the Singida-Namanga Power Transmission Line (December 2013)

- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 45 回委員会）

- ・日時：2014 年 3 月 7 日（金）14:31～17:20
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 113 会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 既存の送電線の敷設を含めた過去の事例において、被影響住民に対する補償や対応が不適切であったことが環境影響評価報告書（ESIA）で指摘されているため、過去の事例を教訓とするための情報を収集したうえで進めること。
2. 環境社会管理計画（ESMP）について、影響、緩和策、実施体制、スケジュール、予算措置を明確にし、妥当性を確認すること。
3. モニタリングについて、全体として、モニタリングの場所や頻度が不明確であるため、各項目について確認し、適切性を確認すること。

汚染対策

4. 土壌について、鉄塔の基礎部分の掘削時に発生する土砂の処理方法について確認すること。

自然環境

5. 143 号道沿いで送電線ルートを横断する野生動物の移動回廊の位置、利用季節等を確認すること。さらに、移動回廊を送電線が横断する場合は、それによる野生動物への影響、緩和策を確認すること。
6. 送電線の詳細設計時に、哺乳類・鳥類の衝突や登攀防止策を国内外の事例も踏まえ、十分に検討・実施するよう、実施機関に申し入れること。
7. 生態系に関する緩和策については実施に係る合意を実施機関と結ぶこと。その際以下の内容に留意すること。
 - （1）提案されている緩和策及びモニタリングに関する、実施機関の実施能力が十分であることを確認し、さらに支援が必要な場合は日本側からのサポートを検討すること。
 - （2）トラッキングを継続的に行うための資金確保の見通しを確認すること。
8. 自然環境に対する無秩序なアクセスが容認されることにはならないよう、事業対象地が通過する保護区の有無と保護区の通過に関する許認可の要否を確認すること。
9. Community Forest を含む地区内の森林へのアクセス制限による影響及び植林計画の詳細について確認すること。

社会配慮

10. タンザニア国内法と世界銀行セーフガードポリシー及び JICA ガイドラインとの間の補償に関するギャップ分析について、非正規住民の扱いを含めて分析が十分でないと思われるので、ギャップを詳細に分析し適切性を確認したうえで、不十分な点を補充すること。
11. 住居や関連施設の移転に関連して、住民移転計画（RAP）が推奨する代替地の取得による補償について、代替地の位置や広さ、利便性、コミュニティの維持への配慮などの詳細を確認すること。

12. RAP が推奨する代替地による農業の補償について、実現可能性や耕作利用としての適切性を確認すること。また、金銭補償が行われる場合は、手続きの適切性を確認すること。
13. 多年生作物・樹木の永久損失に対する補償方法について、市場価格等に基づく補償となっているか等の観点から適切性を確認すること。
14. 提案されている Vulnerable People's Plan の進捗状況並びに具体的なスケジュールを明らかにしたうえで、ステークホルダーの意向に基づいた計画となっているか等の観点から、その適切性を確認すること。
15. Project Implementation Unit (PIU)を支援するために提案されている、地元との project liaison group を形成するための地元リーダーの活用や女性の雇用機会の創出について、実現可能性を確認すること。
16. 地元への便益還元として挙げられている電線への接続による電力供給は、事業実施地域における住民協議でも相当数要望として挙げられているため、変圧を含めた技術的な問題や住民が利用するのに過度な負担とならない接続費用等の観点から、実現可能性について確認すること。

ステークホルダー協議・情報公開

17. 情報公開の際の主要言語や伝達方法等に関して情報が適切に利害関係者に伝わるよう配慮されていることを確認し、必要に応じて公開された情報の中から知りたい情報を拾い出せるサポート体制を構築するよう、実施機関に申し入れること。

以 上